

「大阪体育大学規程集」

I 総則

(1) 大阪体育大学学則（省略）

(2) 大阪体育大学の教育研究上の目的に関する規程

（趣旨）

第1条 この規程は、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第2条の2及び大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第1条の2の規定に基づき、大阪体育大学の学部、学科及び大学院研究科の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的について規定する。

2 大阪体育大学の学部、学科及び研究科の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的については、学則その他別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（大阪体育大学の人材の養成に関する目的等）

第2条 大阪体育大学は、体育・スポーツ、健康福祉及び学校教育に関する科学の理論と技術を教授研究し、豊かな教養と広い識見を備える実践的、創造的な人材を育成し、国民の健康とスポーツ文化、社会福祉及び学校教育の向上に寄与することを目的とする。

（体育学部の人材の養成に関する目的等）

第3条 体育学部は、体育、スポーツに関する科学的な理論を理解し、実技能力や実技指導能力、スポーツ組織のマネジメント能力を有する実践的な人材の養成を目的とする。

（体育学部スポーツ教育学科の人材の養成に関する目的等）

第4条 体育学部スポーツ教育学科は、体育、スポーツを科学的に学び、的確な実践理論と指導法を身につけた、体育、スポーツの指導者の養成を目的とする。

（体育学部健康・スポーツマネジメント学科の人材の養成に関する目的等）

第5条 体育学部健康・スポーツマネジメント学科は、運動、スポーツ、レクリエーションの実践現場で必要とされる知識と技能を有する専門家や指導者の養成を目的とする。

（教育学部の人材の養成に関する目的等）

第6条 教育学部では、幅広い教養と教育に関する専門的な知識及び技能に基づき、未来を担う児童生徒の豊かな人間性、確かな学力、健やかな身体をはぐくみ、変化の激しい時代を生き抜く力を身に付けさせることができる教員の養成を目的とする。

（教育学部教育学科の人材の養成に関する目的等）

第7条 教育学部小学校教育コースは、小学校教育に関する高い専門的知識と実践的指導力を有するとともに、体育や特別支援教育を指導できる教員の養成を目的とする。教育学部保健体育教育コースは、体育と保健に関する高い専門的知識と実践的指導力を有するとともに、特別支援教育を指導できる教員の養成を目的とする。

(大阪体育大学大学院の人材の養成に関する目的等)

第8条 大阪体育大学大学院は、体育、スポーツに関する教育研究活動を通して、広い視野と高度な知識、技能を持った専門家を養成するとともに、自立、率先して教育研究活動を推進することのできる、創造性豊かな人材を育成することにより、体育、スポーツ科学の発展と人類の福祉に寄与することを目的とする。

(大学院スポーツ科学研究科の人材の養成に関する目的等)

第9条 大学院スポーツ科学研究科は、高度なスポーツ科学の知識と実践的な指導を行える専門家と、高度な専門知識に裏打ちされた斬新な研究を行う研究者の養成を目的とする。

2 博士前期課程は、学部における体育、スポーツの教育を基盤に、スポーツ科学の研究を通じて体育教育や運動、スポーツによる健康づくり、生きがいつくり、スポーツマネジメント、スポーツ競技力の向上などに高度で専門的な知識、技術を持った高度専門職業人の養成を目的とする。

3 博士後期課程は、博士の学位を取得して、高度化する体育、スポーツ科学の発展に貢献できる研究者の養成を目的とする。

附則 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成30年4月1日から施行する。